国立大学法人和歌山大学における公的研究費の不正使用防止等に関する取扱規程

制 定 平成21年11月30日 全部改正 平成29年 3月24日 法人和歌山大学規程 第1896号 一部改正 令和 5年10月13日

(目的)

第1条 この規程は、国立大学法人和歌山大学(以下「本学」という。)における公的研究 費の適正な管理及び適切かつ円滑な運営に資するため、本学における公的研究費の不正使 用の防止及び不正使用の事案が生じた場合等の取扱いに関し必要な事項を定める。 (定義)

- 第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。
 - (1) 「構成員」とは、本学の役員及び教職員(臨時職員を含む。)、本学の施設・設備を利用して研究に携わる者及び本学の学生(研究生その他本学において就学する者を含む。)をいう。
 - (2) 「教職員等」とは、本学の役員、教職員、その他公的研究費の運営及び管理に関わるすべての者をいう。
 - (3) 「公的研究費」とは、運営費交付金、奨学寄附金、補助金、委託費等を財源として本学で 扱うすべての経費をいう。
 - (4) 「競争的研究費」とは、資源配分主体が広く研究開発課題等を募り、提案された課題の中から、専門家を含む複数の者による科学的・技術的な観点を中心とした評価に基づいて実施すべき課題を採択し、研究者等に配分する研究開発資金をいう。
 - (5) 「配分機関」とは、文部科学省及び競争的研究費を配分した機関をいう。
 - (6) 「公的研究費の不正使用」とは、実態とは異なる謝金又は給与の請求、物品購入に係る架空請求、不当な旅費の請求その他関係法令、競争的研究費等の公募型の研究資金等の配分機関の定め、学内関係規程等に違反して公的研究費を使用することをいう。ただし、故意若しくは重大な過失によるものでないことが根拠をもって明らかにされた場合は、公的研究費の不正使用には当たらないものとする。
 - (7) 「部局」とは、本学組織規則に定める学部等、基幹、機構及び附属機関をいう。
 - (8)「部局の長」とは、前号の部局の長をいう。
 - (9)「コンプライアンス教育」とは、不正を事前に防止するために、公的研究費の運営、管理及び執行に関わるすべての者に対し、公的研究費の使用ルールやそれに伴う責任、どのような行為が不正に当たるのかなどを理解させるために実施する教育をいう。
 - (10) 「啓発活動」とは、不正を起こさせない組織風土を形成するために、公的研究費の 運営、管理及び執行に関わるすべての者に対し、不正防止に向けた意識の向上と浸透 を図ることを目的として実施する諸活動全般をいう。

(最高管理責任者)

- 第3条 本学に、本学全体を統括し、公的研究費の運営及び管理並びに不正使用の防止に関 し最終責任を負う者として最高管理責任者を置き、学長をもって充てる。
- 2 最高管理責任者は、不正使用防止対策の基本方針(以下「基本方針」という。)を策定 及び周知するとともに、第4条及び第5条に規定する統括管理責任者及びコンプライアン ス推進責任者が責任を持って公的研究費の運営及び管理を行えるよう、適切に指導力を発

揮しなければならない。

(統括管理責任者)

- 第4条 本学に、最高管理責任者を補佐し、公的研究費の運営及び管理並びに不正使用の防止に関し本学全体を統括する実質的な責任と権限を持つ者として統括管理責任者を置き、研究担当の理事をもって充てる。
- 2 統括管理責任者は、前項の責務を遂行するに当たり、基本方針に基づき、本学全体の具体的な対策を策定及び実施し、必要に応じて、コンプライアンス推進責任者に指示を与えるとともに、本学全体における対策の実施状況を確認し、最高管理責任者に報告する。
- 3 統括管理責任者は、本学における公的研究費の適正な運営及び管理並びに不正使用の防止のために、第7条に規定する公的研究費不正使用防止計画に基づき教職員等に対し、公的研究費の事務処理手続きに関する教育・研修、不正使用の防止に関するコンプライアンス教育及び啓発活動を計画的かつ継続的に行う。

(コンプライアンス推進責任者)

- 第5条 公的研究費を取扱う各部局に、その公的研究費の運営及び管理並びに不正使用の防止に関し実質的な責任と権限を持つ者としてコンプライアンス推進責任者を置き、当該部局の長をもって充てる。
- 2 コンプライアンス推進責任者は、統括管理責任者の指示の下、次の業務を行わなければならない。
- (1) 当該部局における対策を実施し、実施状況を確認するとともに、実施状況を統括管理 責任者に報告する。
- (2) 不正使用防止を図るために、当該部局の教職員等に対してコンプライアンス教育を実施し、受講状況を管理監督するとともに、定期的に啓発活動を実施する。
- (3) 当該部局における公的研究費の管理と執行状況の把握を行い、必要に応じて改善を指導する。
- 3 コンプライアンス推進責任者は、前項の業務を補佐する者として、コンプライアンス推進副責任者(以下「副責任者」という。)を任命することができる。

(構成員の責務)

- 第6条 構成員は、公的研究費を適正に使用するとともに、不正使用を行ってはならない。
- 2 構成員は、国立大学法人和歌山大学における公的研究費の使用に関する行動規範(以下 「行動規範」という。)及びその他関係法令等を遵守するとともに、コンプライアンス推進責 任者及び副責任者の指示に従わなければならない。
- 3 構成員のうち、公的研究費の運営、管理及び執行に関わるすべての者は、統括管理責任者が 実施するコンプライアンス教育を受けるとともに、前項に定める事項を約するため、誓約書 を学長に提出しなければならない。ただし、学長が、誓約書の提出を不要と認める者は除 くこととする。
- 4 前項に規定する誓約書を提出しない場合は、競争的研究費等への申請を認められないほか、公的研究費の運営、管理及び執行に関わることができない。
- 5 構成員は、調査への協力要請があった場合は、これに協力しなければならない。 (公的研究費不正使用防止計画)
- 第7条 最高管理責任者は、公的研究費の不正使用を発生させる要因(以下「不正発生要因」という。)を把握し、その対応のため、具体的な公的研究費の不正使用防止計画(以下「公的研

究費不正使用防止計画」という。) を策定し、自ら公的研究費不正使用防止計画の進捗管理に 努める。

(研究費不正使用防止推進部会)

- 第8条 最高管理責任者の下に、全学的観点から公的研究費不正使用の防止を推進するため、研究費不正使用防止推進部会(以下「推進部会」という。)を置く。
- 2 推進部会は、次の各号に掲げる者をもって組織する。
- (1) 研究担当の理事
- (2) 財務、施設担当の理事
- (3) 財務課長
- (4) 研究·社会連携課長
- (5) 施設整備課長
- (6) 学術情報課長
- (7) 監査室長
- (8) その他推進部会が必要と認めた者
- 3 推進部会に部会長を置き、前項第1号の理事をもって充てる。
- 4 推進部会は、次の各号に掲げる業務を行う。
- (1)公的研究費不正使用防止計画の企画及び立案に関すること。
- (2)公的研究費不正使用防止計画の推進に関すること。
- (3)公的研究費不正使用防止計画の検証等進捗管理に関すること。
- (4) その他公的研究費不正使用防止に関すること。
- 5 推進部会の事務は、関係部局の協力を得て、財務課において行う。

(公的研究費不正使用防止計画の実施)

第9条 各部局は、主体的に公的研究費不正使用防止計画を実施するとともに、推進部会と連携 及び協力するものとする。

(相談窓口)

- 第10条 公的研究費に係る事務処理手続及び使用ルール等に関する学内外からの相談に迅速かつ適切に対応するため、相談を受け付けるための窓口(以下「相談窓口」という。) を置く。
- 2 相談窓口は財務課に設置する。

(通報窓口)

- 第11条 公的研究費の不正使用等(その疑いがあるものを含む。次条において同じ。)に 関する通報及び情報提供を受け付けるための窓口(以下「通報窓口」という。)を前条第 1項に定める相談窓口とは別に置く。
- 2 通報窓口は、監査室とする。
- 3 統括管理責任者は、通報窓口の名称、場所、連絡先、通報の方法その他必要な事項を本学内 外に周知する。

(通報の方法)

- 第12条 公的研究費の不正使用の疑いがあると思料する者は、何人も、通報をすることができる。
- 2 窓口への通報の方法及び情報提供は、書面、電話、ファクシミリ、電子メール又は面談などにより、直接通報窓口に行うものとする。

- 3 通報は、原則として、顕名により、公的研究費の不正使用を行ったとする構成員・研究 グループ等の氏名又は名称、不正使用の態様その他事案の内容が明示され、かつ、不正と する合理的理由が示されていなければならない。
- 4 通報窓口は、前項の一部又は全部に不備があるときは、当該通報の内容について、通報を行った者(以下「通報者」という。)に対して確認又は補正の指示をすることがある。
- 5 通報窓口は、通報を受け付けたときは、速やかに統括管理責任者に報告するとともに、 通報を受け付けた旨を当該通報者に通知する。この場合において、電子メール、ファクシ ミリ、文書以外の方法で、通報を受け付けたときは、当該通報者に口頭で受け付けた旨を 連絡することにより通知を省略するものとする。
- 6 統括管理責任者は、前項前段の報告を受けたときは、第2項及び第3項の規定による通報の要件の具備を確認の上、速やかに当該通報の内容を最高管理責任者に報告する。
- 7 最高管理責任者は、当該通報内容が法律等に違反するおそれがある場合は、関係機関に連絡するものとする。
- 8 第6項による通報において、この規程に定める公的研究費の不正使用以外の通報内容については、当該関係する部局等に移送するものとし、本学以外に調査を行う研究機関等が想定される場合は、該当する研究機関等に当該通報内容について通知するものとする。
- 9 通報の受付及び調査を担当する者は、自己と利害関係のある事案に関与してはならない。 (匿名通報等の取扱い)
- 第13条 前条に定めるもののほか、匿名による通報があった場合は、通報内容に応じ、顕名に準じた取扱いをすることができる。
- 2 新聞等の報道機関、学会等の研究者コミュニティその他の機関等から公的研究費の不正 使用の疑いが指摘された場合は、第12条第3項に準じて取り扱うものとする。 (守秘義務)
- 第14条 通報窓口の職員は、通報内容及び通報者の秘密を守るため、通報を受け付ける場合は、個室での面談又は電話若しくは電子メール等を通報窓口の担当職員以外に見聞されないように、適切な方法を講じなければならない。
- 2 通報窓口の職員及びこの規程に定める業務に携わる者は、業務上知ることのできた秘密 を漏洩してはならない。構成員でなくなった後も、同様とする。
- 3 最高管理責任者は、通報者、当該通報の対象となった構成員、通報内容及び調査内容について、調査結果の公表まで、通報者及び被通報者の意に反して調査関係者以外に漏洩しないよう、秘密の保持を徹底しなければならない。
- 4 最高管理責任者は、当該通報に係る事案が漏洩した場合は、通報者及び被通報者の了解 を得た上で、調査中にかかわらず当該通報に係る事案について公に説明することができる。 ただし、通報者又は被通報者の責に帰すべき事由により漏洩したときは、当事者の了解は 不要とする。
- 5 統括管理責任者は、通報者及び被通報者に通知するときは、通報者、被通報者及び当該 調査に協力した者等の人権、プライバシー等を侵害することのないように配慮しなければ ならない。

(通報者の保護)

第15条 コンプライアンス推進責任者は、通報したことを理由として、当該通報者の職場 環境等が悪化することのないように、適切な措置を講じなければならない。

- 2 構成員は、通報したことを理由として、当該通報者に対して不利益な取扱いをしてはならない。
- 3 学長は、通報者に対して不利益な取扱いを行った者がいた場合は、本学教職員就業規則 等に則り、処分を科すことがある。

(悪意に基づく通報)

- 第16条 何人も、悪意(被通報者を陥れるため若しくは被通報者が行う研究を妨害するため等、専ら被通報者に何らかの損害を与えること又は被通報者が所属する組織等に不利益を与えることを目的とする意思をいう。以下同じ。)に基づく通報を行ってはならない。
- 2 学長は、前項の通報を防止するため、調査の結果、悪意に基づく通報であったことが判明した場合は、当該通報者の氏名を公表する。また、当該通報者に対し懲戒処分、刑事告発その他必要な措置を講じることができる。

(解雇の禁止等)

- 第17条 学長は、悪意に基づく通報であることが判明しない限り、単に通報したことを理由に当該通報者に対して解雇(労働者派遣契約その他の契約に基づき本学の業務に従事する者にあっては、当該契約の解除。以下同じ。)、配置換、懲戒処分、降格、減給等不利益な取扱いを行ってはならない。
- 2 学長は、相当な理由なしに、単に通報がなされたことのみをもって、被通報者の研究活動の全面的な禁止、解雇、配置換、懲戒処分、降格、減給等を行ってはならない。 (調査を行う機関)
- 第18条 本学に所属(どの研究機関にも所属していないが、専ら本学の施設・設備を使用して研究する場合を含む。以下同じ)する構成員を被通報者として第12条の通報があった場合、原則として、本学が通報された事案に係る調査を行う。
- 2 被通報者が複数の研究機関等に所属する場合は、原則として、被通報者が通報された事 案に係る研究等を主に行っていた研究機関等を中心に、所属する複数の研究機関等が合同 で調査を行うものとする。ただし、中心となる機関及び調査に参加する機関については、 関係機関間において、通報された事案の内容等を考慮して対応するものとする。
- 3 現に本学に所属する被通報者が本学と異なる研究機関等で行った研究等に係る通報があった場合は、本学と研究等が行われた研究機関等とが合同で、通報された事案に係る調査を行う。
- 4 被通報者が、本学を既に離職している場合は、現に所属する研究機関等が、本学と合同で、通報された事案に係る調査を行う。この場合において、被通報者が本学を離職後、どの研究機関等にも所属していないときであって、通報された事案に係る研究等を本学で行っていたときは、本学が通報された事案に係る調査を行う。
- 5 本学は、前各項により通報された事案に係る調査を行うこととなった場合は、被通報者 が本学に現に所属しているかどうかにかかわらず、誠実に調査を行うものとする。
- 6 被通報者が、調査開始のとき及び通報された研究等を行っていたときの双方の時点でいかなる研究機関にも所属していなかった場合又は調査を行うべき研究機関等による調査の 実施が極めて困難であると、通報に係る当該配分機関が特に認めた場合において、当該配 分機関から調査協力を求められたときは、本学は誠実に協力するものとする。
- 7 本学は、他の研究機関等、当該配分機関又は研究者コミュニティに、調査の一部又は全 部を委託することができる。

(審査委員会)

- 第19条 統括管理責任者は、第12条の通報に対処するため、事案が発生した際には、公 的研究費の不正使用審査委員会(以下「審査委員会」という。)を置く。
- 2 審査委員会は、次に掲げる事項について審査及び認定を行い、その処理に当たる。
- (1) 通報及び情報提供があった事案に関すること。
- (2) 内部監査等において公的研究費の不正使用が判明した事案に関すること。
- 3 審査委員会は、次に掲げる委員をもって組織する。
- (1) 統括管理責任者
- (2) 各学部長
- (3) 審査をうける者が学部以外に所属する場合は、その部局の長
- (4) その他統括管理責任者が必要と認めた者 若干名
- 4 審査委員会に委員長を置き、前項第1号に規定する者をもって充てる。
- 5 審査委員会委員長は、審査委員会を招集し、その議長となる。委員長に事故がある場合 は、あらかじめ委員長が指名した委員が議長となる。
- 6 審査委員会は、委員の総数の3分の2以上の出席により成立し、議事は、出席した委員の3分の2以上の多数をもって決する。
- 7 審査委員会委員長が必要と認めたときは、審査委員会に委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(調査実施の決定)

- 第20条 統括管理責任者は、第12条第5項に定める報告を受けたときは、当該通報を受け付けた日から起算して30日以内に、第19条に定める審査委員会において、事案に係る調査の実施の要否を協議の上、決定するとともに、当該要否の結果を最高管理責任者に報告するものとする。
- 2 最高管理責任者は、当該通報を受け付けた日から起算して30日以内に、前項の要否の結果を配分機関に報告するものとする。この場合において、被通報者が本学以外の機関に所属しているときは、当該所属機関に対しても調査実施の要否を通知するものとする。
- 3 統括管理責任者は、第1項により調査を実施することを決定した場合は、通報者及び被通報者(内部監査等において公的研究費の不正使用が判明した場合の調査の対象となる者を含む。以下同じ。)並びに被通報者所属部局の長に対し、次に掲げる事項を通知するものとする。
- (1)調査実施開始の事実
- (2) 調査委員会委員の氏名・所属
- (3) 異議申立ての受付期間・方法
- 4 最高管理責任者は、第1項により調査を実施しないことが決定された場合は、その理由 を付して当該通報者に通知するものとする。

(調査委員会)

- 第21条 審査委員会委員長は、審査委員会の下に事案の調査のため、調査委員会を置く。
- 2 調査委員会は、次に掲げる委員をもって組織する。
- (1) 最高管理責任者が指名する理事 1名
- (2) 当該事案に関連する業務を行う事務局の職員 若干名
- (3) 被通報者が所属する部局の教職員 若干名

- (4) 外部学識経験者 若干名
- (5) その他審査委員会委員長が必要と認めた者 若干名
- 3 前項第4号の委員は、本学並びに通報者及び被通報者と直接の利害関係を有しない者で なければならない。
- 4 第2項第2号から第4号の調査委員会委員の選考は、審査委員会が行う。
- 5 調査委員会に委員長を置き、第2項第1号に規定する者をもって充てる。
- 6 調査委員会委員の任期は、当該事案について審査委員会の審査が終了するまでの期間と する。

(異議申立て)

- 第22条 第20条第3項の通知を受けた通報者及び被通報者は、調査委員会委員の構成について異議があるときは、当該通知を受けた日から起算して10日以内に書面により、審査委員会委員長に異議申立てをすることができる。
- 2 審査委員会委員長は、異議申立てがあった場合は、審査委員会において、その内容の妥 当性を審査し、その結果により、当該異議申立てに係る委員を交代させることができる。
- 3 審査委員会委員長は、前項により委員を交代させたときは、通報者及び被通報者並びに 被通報者所属部局の長に通知するものとする。
- 4 通報者及び被通報者は、前項の通知に対して異議申立てはできないものとする。 (調査の実施)
- 第23条 調査委員会は、次に掲げる調査を行う。
 - (1)被通報者及びその関係者(以下「調査対象者」という。)からの聴取り調査
 - (2) 関係資料、会計伝票等の閲覧調査
 - (3) 不正の有無、不正の内容、関与した者及びその関与の程度、不正使用の相当額、その 他調査することが合理的と判断される事項
- 2 調査委員会は、前項の調査を可能な限り事前に調査対象者に通知するものとする。
- 3 調査対象者は、調査委員会の調査に対し、誠実に協力しなければならない。
- 4 調査委員会は、調査の実施に対し、調査方針、調査対象及び方法等について配分機関に報告、協議しなければならない。
- 5 調査委員会は、調査に当たって関係資料等の隠滅が行われる恐れがある場合には、調査 対象者の研究室等において、調査事項に関連する場所の一時閉鎖又は証拠となるような資 料等を保全する措置を取ることができる。また、必要に応じて、被通報者等の調査対象と なっている者に対し、調査対象制度の公的研究費の使用停止を命ずることができる。
- 6 調査委員会委員長は、前項の措置を取る場合には、必要最小限の範囲及び期間とし、事 前に審査委員会委員長及び当該部局の長の承認を得なければならない。
- 7 調査委員会は、第5項により一時閉鎖した場所の調査及び保全された資料等の調査を行 う場合には、調査対象者が所属する部局の長が指名する者2名を立ち会わせるものとする。 (調査の対象)
- 第24条 調査の対象は、通報等された事案に係る公的研究費のほか、調査委員会の判断により 調査に関連した被通報者の他の公的研究費を含めることができる。

(証拠の保全)

第25条 調査委員会は、調査に当たって、通報等された事案に係る公的研究費に関して、証拠 となる資料、関係書類等を保全する措置をとる。この場合において、研究等が行われた研究機 関等が本学でないときは、調査委員会は、通報等された事案に係る公的研究費に関して、証拠 となる資料、関係書類等を保全する措置をとるように当該研究機関等に依頼するものとする。

- 2 調査委員会は、証拠となる資料、関係書類等の入手が困難又は隠蔽が行われるおそれがある場合には、必要最小限の範囲で通報等された事案に係る研究活動の停止、調査事項に関連する場所の一時閉鎖又は機器・資料の保全措置をとることができる。この場合において、当該措置をとるに当たっては、当該部局にその旨通知するものとする。
- 3 調査委員会は、前2項の措置に影響しない範囲内であれば、被通報者の研究活動を制限しない。

(調査の中間報告)

第26条 最高管理責任者は、通報等された事案に係る配分機関の求めに応じ、調査の終了前であっても、調査の中間報告を当該配分機関に提出するものとする。

(不正行為の疑惑への説明責任)

- 第27条 調査委員会の調査において、被通報者が通報等に関する公的研究費の不正使用に係る 弁明の機会において、当該公的研究費の使用が適正な方法及び手続に則って行われたことを、 証拠となる資料、関係書類等を示して説明しなければならない。
- 2 調査委員会は、前項の説明責任の程度については、関係書類の保存状況等に応じて、判断するものとする。

(調査委員会の認定)

- 第28条 調査委員会は、前条第1項により被通報者が行う説明を受けるとともに、調査によって得られた、物的証拠、証言、被通報者の自認等の諸証拠を総合的に判断して、公的研究費の不正使用か否かの認定を調査開始後90日以内に行う。この場合において、被通報者の研究体制、公的研究費の使用状況等さまざまな点から故意性を判断するものとする。
- 2 調査委員会は、前項に規定する認定に当たり、被通報者の自認を唯一の証拠として公的研究 費の不正使用と認定することはできない。
- 3 調査委員会は、前2項に規定する認定において、公的研究費の不正使用が行われたものと認 定したときは、その内容、公的研究費の不正使用に関与した者及びその関与の度合、不正に使 用された公的研究費の額を認定するものとする。
- 4 調査委員会は、前各項に規定する認定において、公的研究費の不正使用が行われなかったと 認定した場合で、調査を通じて通報が悪意に基づくものであることが判明したときは、併せて その旨の認定を行うものとする。この場合において、当該認定を行うに当たっては、当該通報 者に弁明の機会を与えなければならない。
- 5 調査委員会委員長は、前各項の認定が終了したときは、直ちに審査委員会委員長にその結果 を報告するものとする。

(審査委員会の審査及び報告並びに通知)

- 第29条 審査委員会は、前条の報告に基づき審査し、公的研究費の不正使用の存在の有無 等について認定を行い、審査委員会委員長は、その結果を最高管理責任者に報告するもの とする。
- 2 審査委員会委員長は、前項の結果を、次に掲げる者に通知するものとする。
- (1)被通報者
- (2)被通報者以外で公的研究費の不正使用に関与したと認定された者
- (3) 第1号並びに第2号の者が所属する部局の長

(4) 通報者

(不服申立て)

- 第30条 公的研究費の不正使用と認定された被通報者又は通報が悪意に基づくものと認定された通報者は、審査結果の通知を受理した日から起算して30日以内に、審査委員会委員長に対して不服申立てをすることができる。
- 2 前項にかかわらず、その期間内であっても、同一理由による不服申立てを繰り返すこと はできないものとする。
- 3 不服申立ての審査は、調査委員会が行うものとする。ただし、不服申立ての趣旨が、調査委員会の構成等その公正性にかかわるものである場合には、審査委員会の判断により、 調査委員会に代えて、他のものに審査させることができる。
- 4 調査委員会又は前項ただし書きの調査委員会に代わるもの(以下「調査委員会等」という。)は、不服申立ての趣旨、理由等を検討し、再調査を行うか否かを速やかに決定する。
- 5 審査委員会委員長は、前項の決定の報告を受けて、前条第2項に規定する者に通知する とともに最高管理責任者に報告するものとする。
- 6 統括管理責任者は、第1項の不服申立てについて、再調査を行うまでもなく、不服申立てを 却下すべきものと決定した場合には、直ちに最高管理責任者に報告するとともに、当該申立て を行った者(以下「申立者」という。)に通知する。この場合において、当該不服申立てが当 該事案の引き延ばし又は認定に伴う各措置の先送りを主な目的とするものであると調査委員会 が判断するときは、統括管理責任者は、以後の不服申立てを受け付けないことを併せて通知す るものとする。
- 7 統括管理責任者は、再調査を行う決定をした場合は、直ちに最高管理責任者に報告するとと もに、当該申立者に通知し、前条に規定する審査結果を覆すに足る資料の提出等、当該事案の 速やかな解決に向けて、再調査に協力することを求める。この場合において、その協力が得ら れないときは、再調査を行わず、審査を打ち切ることができる。
- 8 統括管理責任者は、前項後段の場合においては、直ちに最高管理責任者に報告するとともに、 当該申立者に対して当該決定を通知する。
- 9 統括管理責任者は、被通報者から公的研究費の不正使用の認定に係る不服申立てがあったときは、当該通報者に通知する。不服申立ての却下又は再調査開始の決定をしたときも同様とする。
- 10 統括管理責任者は、再調査を開始した場合は、再調査を開始した日から30日以内に、調査委員会等において前条に規定する調査結果を覆すか否かを決定し、その結果を直ちに最高管理責任者に報告するとともに、当該結果を被通報者及び通報者に通知する。
- 11 統括管理責任者は、悪意に基づく通報と認定された通報者から不服申立てがあった場合は、最高管理責任者に報告するとともに、被通報者に通知する。
- 12 統括管理責任者は、前項の申立てについては、不服申立ての日から30日以内に調査委員会等において再調査を行い、その結果を最高管理責任者に報告するとともに、当該結果を通報者及び被通報者に通知する。

(審査結果の報告等)

第31条 最高管理責任者は、第29条に規定する審査結果の通知後、通報者及び被通報者から 不服申立てがなく、その内容が確定した場合、又は前条第1項に規定する不服申立てに対し、 同条第10項及び第12項の決定が行われた場合は、不正発生要因、不正等に関与した者が関 わる他の公的研究費における管理・監査体制の状況、第36条による是正措置等を含む報告書を作成のうえ、通報等を受理した日から起算して210日以内に当該配分機関に報告するものとする。なお、当該期限までに調査を完了しない場合であっても、調査の中間報告を当該配分機関に提出しなければならない。

- 2 最高管理責任者は、調査の過程であっても、不正の事実が一部でも確認された場合には、速 やかに認定し、当該配分機関に報告するものとする。
- 3 前2項に定めるもののほか、最高管理責任者は、調査が継続中であっても、配分機関から当該事案に係る資料の提出若しくは閲覧又は現地調査を求められた場合は、調査に支障がある等正当な理由があるときを除き、これを拒むことができない。
- 4 最高管理責任者は、被通報者に公的研究費の不正使用が存在しないとの認定があった場合は、被通報者の教育研究活動の正常化及び名誉回復の措置を講じなければならない。 (調査結果の公表)
- 第32条 最高管理責任者は、公的研究費の不正使用が行われたとの認定があった場合は、速やかに調査結果を公表する。この場合において、公表する内容は、公的研究費の不正使用に関与した者の氏名・所属、公的研究費の不正使用の内容、本学が公表時までに行った措置の内容、調査委員会委員の氏名・所属、調査の方法・手順等が含まれるものとする。
- 2 最高管理責任者は、公的研究費の不正使用が行われなかったとの認定があった場合は、原則として調査結果を公表しない。ただし、公表までに調査事案が外部に漏洩していた場合は、調査結果を公表する。この場合において、公表する内容は、公的研究費の不正使用は行われなかったこと、被通報者の氏名・所属、調査委員会委員の氏名・所属、調査の方法・手順等が含まれるものとする。
- 3 最高管理責任者は、悪意に基づく通報の認定がされたときは、通報者の氏名・所属、悪意に 基づく通報と認定した理由を公表する。

(調査中における一時的措置)

- 第33条 最高管理責任者は、調査を行うことを決定したときから審査委員会の審査結果の報告を受けるまでの間、被通報者に対して通報等された公的研究費の支出停止等必要な措置を講じることができる。
- 2 最高管理責任者は、配分機関から、被通報者の当該公的研究費の支出停止等を命ぜられた場合は、必要な措置を講じる。

(公的研究費の使用中止)

- 第34条 最高管理責任者は、公的研究費の不正使用が行われたとの認定がされた場合は、公的研究費の不正使用への関与が認定された者に対して直ちに当該公的研究費の使用中止を命ずる。 (措置の解除等)
- 第35条 最高管理責任者は、公的研究費の不正使用は行われなかったと認定された場合は、調査に際してとった公的研究費の支出停止等の措置を解除するとともに、証拠保全の措置については、不服申立てがないまま申立期間が経過した後又は不服申立ての審査結果が確定した後、速やかに解除しなければならない。
- 2 最高管理責任者は、公的研究費の不正使用は行われなかったと認定された場合は、当該事案 において公的研究費の不正使用が行われなかった旨を調査関係者に対して周知する。この場合 において、当該事案が調査関係者以外に漏洩しているときは、調査関係者以外にも周知する。
- 3 前2項に定めるもののほか、最高管理責任者は、公的研究費の不正使用を行わなかったと認

定された者の名誉を回復する措置及び不利益が生じないための措置を講じなければならない。

- 4 最高管理責任者は、通報が悪意に基づくものと認定された場合で、通報者が本学に所属する 者であるときは、学内規程に基づき、懲戒処分、刑事告発等の適切な措置をとり、その結果を 公表する。
- 5 最高管理責任者は、通報が悪意に基づくものと認定された場合で、通報者が本学以外の機関 に所属する者であるときは、当該者の所属する機関に対して適切な処置を行うように求めるこ とができる。

(是正措置等)

- 第36条 統括管理責任者は、調査の結果、公的研究費の不正使用が行われたものと認定した場合は、最高管理責任者に対して速やかに是正及び再発防止のために必要な措置(以下「是正措置等」という。)を講じる必要がある旨の申出を行うものとする。
- 2 最高管理責任者は、前項の申出に基づき、当該コンプライアンス推進責任者に対して是正措置等を講じる旨を指示するとともに、必要に応じて全学的な是正措置等を講じるものとする。
- 3 コンプライアンス推進責任者は、前項の指示により是正措置等を講じたときは、当該是正措 置等の内容を最高管理責任者に報告するものとする。
- 4 最高管理責任者は、第2項により講じた是正措置等及び前項により報告を受けた是正措置等 の内容を当該通報者に対して通知するものとする。

(処分)

- 第37条 学長は、調査の結果、公的研究費の不正使用と認定された場合は、当該公的研究費の 不正使用に関与した者に対して本学教職員就業規則、本学臨時職員就業規則その他関係諸規程 に従って、処分を科すものとする。
- 2 最高管理責任者は、前項により処分を科したときは、当該配分機関に対して処分内容等を報告する。
- 3 第3条から第5条に定める各責任者は、自身の管理監督の責任が十分に果たされず、結果と して不正を招いた場合には、処分の対象となる。この場合における処分は、前項に準じて取り 扱うものとする。

(不正な取引を行った業者の処分)

第38条 不正な取引に関与した業者については、本学における物品購入等契約に係る取引 停止等の取扱要項等に基づき、取引停止等の措置を講ずる。

(関係機関への通知)

第39条 最高管理責任者は、調査を開始したとき、公的研究費の不正使用として認定されたと きその他必要の都度、当該不正行為に係る配分機関以外の関係機関に対して当該不正行為の内 容、調査結果、是正措置等、処分内容等について通知するものとする

(監査制度)

第40条 監事監査及び会計監査人監査のほか、公的研究費の適正な管理のため、本学内部 監査規程に基づき、公正かつ的確な監査を実施する。

(事務)

- 第41条 この規程に関する事務は、関係部局の協力を得て、財務課において処理する。 (雑則)
- 第42条 この規程に定めるもののほか、公的研究費の不正使用防止及び不正使用の事案が 生じた場合等の取扱いに関し必要な事項は、別に定める。

附則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

附 則(令和2年3月27日一部改正:法人和歌山大学規程第2266号) この改正規程は、令和2年4月1日から施行する。

附 則(令和3年11月17日一部改正:法人和歌山大学規程第2381号) この改正規程は、令和3年11月17日から施行し、令和3年4月1日から適用する。

附 則(令和5年3月29日一部改正:法人和歌山大学規程第2563号) この改正規程は、令和5年4月1日から施行する。

附 則(令和5年10月13日一部改正:法人和歌山大学規程第2576号) この改正規程は、令和5年10月13日から施行し、令和5年4月1日から適用する。